

# 入札・契約制度について

## 1 提言の背景

### (1) 最近の状況等

地方公共団体の入札・契約の手続きは地方自治法等に規定されており、入札・契約は、基本的に入札価格を基準とした競争により、また、最小の経費で最大の効果を上げるという経済性の原則に則って行われることとなっている。競争により、最も安価で事業者から調達することは、地方公共団体、さらに住民にとっても利益となるものである。

こうした中、公共工事の入札においては、競争性を確保しつつ地域性への配慮も必要であるとして、平成20年3月、県議会は知事に対し「入札制度の改革」について申入れを行った。県内建設業者の受注機会の確保、適正な工事等の確保として、総合評価方式の導入、低価格入札対策の見直し、公平性、透明性の確保などについて申し入れた。また併せて、測量・建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託などについても改善の検討を行うよう意見を付した。

県当局においては、これを受け、格付制度を含め、総合評価方式の拡充、電子入札の拡大、情報公開など入札制度全般の見直しに取り組み、これまで一定の成果を上げてきている。

しかしながら、世界の金融は百年に一度と言われる危機に陥り、世界的な景気後退が発生し、いわゆる派遣切り等の非正規労働者の雇い止めが発生するなど、雇用への不安は大きくなった。その後、経済対策等により、生産は持ち直してきているものの、雇用情勢など、県内経済は依然として厳しい状況が続いている。

一方、公共サービスにおいては一層の効率化が求められ、一般競争入札の拡大等が進み、また、公共事業の予算の削減等を背景に、価格競争は厳しいものとなっている。

価格競争の激化は、品質の低下や、労働者の賃金や事故発生等への影響が危惧され、さらに、事業者の経営悪化等を招くことになりかねず、技術力を備え、災害発生時の緊急対応等に一定の役割が期待される地域の業者の育成が阻害されることも懸念される。

このようなことから、透明性・公正性を確保しながら、過度の低価格競争を防止し、良質な公共サービスの安定的提供、県内業者の経営健全化、安全で適正な労働条件の確保などの社会的要請にバランスよく対応し、もって、地域の活性化を図るため、適正な入札・契約制度の構築に向けて更に取り組んでいく必要がある。

## (2) 今後の方向性

### 良質な公共サービスの安定的提供と県内業者の経営健全化

談合等不正のない公正な競争の下で、価格競争の激化による悪循環を回避し、良好な品質で安定的な公共サービスの提供がなされるよう、地域にとって真に必要な、技術と経営に優れた業者の育成、経営健全化を図り、県内経済の活性化を図る必要がある。

### 安全で適正な労働条件の確保

元請業者から下請を含む全ての労働者にとって、雇用、安全の確保、賃金、労働時間等の労働条件の改善を図り、安心して働ける環境づくりを推進し、働きがいのある真の豊かさを実感できる社会の実現を図る必要がある。

こうした観点から、「公契約条例」について各面から検討を行ってきたが、条例の制定については、現行の労働法制等との調整が必要であることから法制度での検討を国に委ねることとし、最近の厳しい経済情勢等を鑑み、これまでの検討も踏まえて、「入札・契約制度」に関して次のとおり提言する。

## 2 提 言

### (1) 公共事業

公共工事について，引き続き地元優先発注に努め，下請けや資機材の確保・調達においても地元業者の受注機会の拡大を図ること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議にある「建設労働者の賃金，労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」について本県においても十分留意すること。

入札・契約制度については，これまでも改善されてきているが，依然として低価格入札の弊害が懸念されており，引き続き，入札・契約制度の改善を図ること。

入札監視委員会については，平成21年4月から，談合情報に係る対応を審査する機能が新たに付与されたが，引き続き，入札監視委員会の機能を最大限活用すること。

### (2) 業務委託

県有施設の清掃委託において，低価格で落札した業者が，他の業者に実際の業務を委託したり，低賃金での雇用が発生することのないよう監視を行うこと。

予算が削減される中で，保守点検等法的義務付けのある業務が優先される傾向にあることから，県有施設の清掃業務等にシワ寄せが生じ，品質の劣化を招くおそれがあるので，適切な予算措置を講じること。また，品質の管理についても，的確なチェックを行うこと。

清掃業務入札に当たっては，不当なダンピングを排除するため，最低制限価格の適正な設定に配慮すること。

業務委託に当たっては，経営と雇用の安定を図る観点から，長期継続契約も検討すること。

委託，派遣の職場においては雇用の不安定化が懸念されるので，県民の雇用の安心・安定を確保するために特段の配慮を行うこと。

### (3) 物品調達

予算が削減される中で，競争の激化に伴う低価格化により，県内各地域の物品納入業者の健全経営が阻害されることのないよう，物品調達に際しては，地域の業者への配慮を検討すること。

#### (4) 公契約条例

地方公共団体における「公契約条例」の制定については、現行の労働法制等との調整が必要であることから、県議会においては国に対して、「公契約基本法」(仮称)の制定の検討を求める意見書を提出することにするので、県においても国に対して同様に、強く働きかけを行うこと。

## 参 考 現状・取組等

本県の財政状況は依然として厳しい状況にあるが、県においては、峻別と重点化により、必要な予算を確保し、入札・契約における競争性・透明性の向上、品質の確保の取組とともに、地域要件の設定、総合評価方式の試行、最低制限価格の見直し、分離・分割発注の実施、下請を含む県内業者や資機材の優先活用の促進など、地元業者の受注機会の確保と地域経済の活性化に配慮した取組が行われている。

### 1 公共事業

#### (1) 県内の建設業者の推移

景気低迷と公共事業の減少等を背景に、県内建設業者数は減少している。

県内建設業許可業者数、県建設工事入札参加資格者数の推移 (4月1日現在)

| 区 分      |      | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 許可業者数    | 大臣許可 | 88    | 81    | 75    | 78    | 74    |
|          | 知事許可 | 6,592 | 6,417 | 6,268 | 6,091 | 6,049 |
|          | 合 計  | 6,680 | 6,498 | 6,343 | 6,169 | 6,123 |
| 入札参加資格者数 | 県内業者 | 4,149 | 3,905 | 3,939 | 3,566 | 3,351 |
|          | 県外業者 | 806   | 739   | 779   | 685   | 592   |
|          | 合 計  | 4,955 | 4,644 | 4,718 | 4,251 | 3,943 |

- (2) 土木部発注工事の入札・契約状況（漁港工事を含み、随意契約は除く）  
一般競争入札の拡大等が図られるとともに、落札率についても低下している。

入札方式別対象額

| 区 分         | H17年度    | H18年度    | H19年度           | H20年度    | H21年度    |
|-------------|----------|----------|-----------------|----------|----------|
| (WTO対象)一般競争 | 24.3億円以上 | 24.1億円以上 | 24.1億円以上        | 26.3億円以上 | 26.3億円以上 |
| 一般競争        | 10億円以上   | 10億円以上   | 1億円以上<br>5千万円以上 | 5千万円以上   | 5千万円以上   |
| 公募型指名競争     | 1億円以上    | 1億円以上    | ×廃止             | ×        | ×        |
| 指名競争        | 1億円未満    | 1億円未満    | 1億円未満<br>5千万円未満 | 5千万円未満   | 5千万円未満   |

## 発注件数の推移

(単位：件)

| 区 分         | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (WTO対象)一般競争 | 1     | 0     | 0     | 1     | 2     |
| 一般競争        | 1     | 4     | 105   | 301   | 304   |
| 公募型指名競争     | 107   | 91    | —     | —     | —     |
| 指名競争        | 4,116 | 4,073 | 3,191 | 2,936 | 3,578 |
| 全体          | 4,225 | 4,168 | 3,296 | 3,238 | 3,884 |

## 発注額（当初契約額）の推移

(単位：百万円)

| 区 分         | H17年度  | H18年度  | H19年度  | H20年度  | H21年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (WTO対象)一般競争 | 3,213  | 0      | 0      | 4,405  | 5,471  |
| 一般競争        | 998    | 4,321  | 25,930 | 35,900 | 33,048 |
| 公募型指名競争     | 25,958 | 21,459 | -      | -      | -      |
| 指名競争        | 69,080 | 70,518 | 53,417 | 36,519 | 48,264 |
| 全体          | 99,249 | 96,298 | 79,347 | 76,824 | 86,783 |

## 落札率の推移

(単位：%)

| 区 分         | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (WTO対象)一般競争 | 93.6  | -     | -     | 63.2  | 68.0  |
| 一般競争        | 94.8  | 89.1  | 91.6  | 88.0  | 91.0  |
| 公募型指名競争     | 95.0  | 92.0  | -     | -     | -     |
| 指名競争        | 95.7  | 95.4  | 94.0  | 93.5  | 94.0  |
| 全体          | 95.7  | 95.3  | 93.9  | 93.0  | 93.8  |

落札率は、個々の落札率の合計を件数で除した単純落札率で集計

## (3) 入札監視委員会の取組

県入札監視委員会において、県発注工事の入札・契約の手続きの運用について、指名業者の選定理由や契約の経緯について審査するとともに、平成21年4月からは、委員会に談合情報に係る県の対応の適否を審査する機能を新たに付与し、一層の機能強化を図っている。

## 県発注工事（土木一式工事）の入札・契約制度等

|                   |   |                 |  |
|-------------------|---|-----------------|--|
| 格付けごとの標準発注額       | A級：4,000万円以上　B級：2,000万円以上4,000万円未満<br>C級：800万円以上2,000万円未満　D級：800万円未満  |                 |  |
| 予定価格の公表           | 予定価格1億円未満：事前公表　予定価格1億円以上：事後公表   |                 |  |
| 入札方式              | 一般競争入札（WTO）：予定価格23億円以上（平成22～23年度）<br>条件付一般競争入札（JV型）：設計額3億円以上23億円未満<br>条件付一般競争入札（単体型）：＼ 5,000万円以上3億円未満<br>指名競争入札：＼ 5,000万円未満 |                 |  |
| 電子入札              | 全工事及び全業務委託で本格運用   |                 |  |
| 地域要件等             | 条件付一般競争   | J 3～23億円        | 代表者：県内に主たる営業所<br>構成員：管内に主たる営業所   |
|                   |   | V 1～3億円         | 県内に主たる営業所かつ管内に営業所  |
|                   | 単体  | 5千万～1億円         | 県内に主たる営業所かつ管内に次のいずれかの営業所<br>主たる営業所<br>従業員2名以上かつ設置期間10年以上<br>従業員2名以上かつ平成19年12月31日以前に設置され、施工地管内で県発注指名競争入札の施工実績有り |
|                   | 指名競争  |                 | 地域性，経営状況，信用度，手持工事量，技術的適性，安全管理の状況，労働福祉の状況等を勘案して選定   |
| 総合評価方式（試行）        | 平成22年度は特別簡易型を試行（県全体で130件程度）   |                 |  |
|                   | 試行対象  | 条件付一般競争<br>指名競争 | 土木一式：5千万円～1億円<br>海上工事，建築一式：5千万円～3億円<br>舗装工事：1.2千万円～5千万円  |
| 最低制限価格            | 対象工事：予定価格250万円超～23億円未満<br>（23億円以上は，最低制限価格制度を適用せず低入札価格調査制度を適用）   |                 |  |
|                   | 算定  | 条件付一般競争<br>指名競争 | 公契連モデル*×1.05<br>公契連モデル   |
| 施工体制，下請の点検等       |   |                 |  |
| 下請通知書等の提出（土木工事）   | 下請通知書：元請額1,500万円以上で，下請が発生したものの<br>施工体系図：元請額1,500万円以上で，下請が発生したものの<br>施工体制台帳：下請額の総額3,000万円以上の工事                               |                 |  |
| 施工体制点検（土木工事）      | 対象工事：元請額1,500万円以上の工事全て<br>点検内容：施工体制台帳の記入内容の確認及び現場施工体制の確認  |                 |  |
| 下請代金の支払い点検等（土木工事） | 対象工事：下請額の総額3,000万円以上で，下請額500万円以上の工事ごと<br>内容等：下請通知書に併せ，対象工事の請負代金内訳書の提出義務<br>施工体制点検時に，支払い状況の聞き取りを実施                           |                 |  |
| 県内下請事業者，資材の優先活用   | ・全ての工事を対象に，特記仕様書に明示<br>・活用しない（できない）場合に，不使用等状況報告書を提出させる  |                 |  |

公契連モデル：予定価格の7/10～9/10の範囲で，次の合計額（直接工事×95%  
+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×70%+ 一般管理費×30%）

## 2 業務委託

### (1) 県庁舎の清掃業務及び設備管理業務に係る委託状況

清掃業務委託等については、競争入札導入や、業務の内容について随時見直しを行ってきていることもあり、価格は低下している。

委託料の推移（平成14年度を100とした場合）（単位：％）

| 件名 \ 年度     | H14   | H15  | H16  | H17  | H18  | H19  | H20  | H21  | H22  |
|-------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 行政庁舎等清掃業務   | 100.0 | 55.0 | 53.9 | 42.1 | 35.6 | 22.8 | 32.3 | 32.7 | 27.5 |
| 県庁舎建築設備保全業務 | 100.0 | 54.9 | 76.8 | 65.5 | 65.5 | 67.1 | 67.2 | 67.2 | 67.2 |

### (2) 清掃業務及び設備管理業務の入札・契約制度等

| 業 務       | 清 掃  | 設備管理  |
|-----------|--|---|
| 格付け       | 2段階<br>A級：500万円以上<br>B級：500万円未満  | 無   |
| 入札方式（県庁舎） | 一般競争入札   | 指名競争入札<br>（特定の業者でしかできない一部業務については随意契約）             |
| 地域要件等     | 県内に本社を有すること  | 原則，県内に本社を有する業者を指名                                 |
| 最低制限価格    | 予定価格が概ね300万円以上3,000万円未満について実施（3,000万円以上は，最低制限価格制度を適用せず低入札価格調査制度を適用）  | 予定価格が概ね300万円以上で，業務員が常駐し，設備等の点検，保守及び監視等を行う業務について実施 |
| 算定方法      | 工事請負契約に係る算定を参考に，最低賃金，直接物品費及び業務管理費等を勘案  | 工事請負契約に係る算定を参考に，最低賃金，直接物品費及び業務管理費等を勘案             |
| 賃金の点検等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金支払台帳等を確認（入札参加資格審査時）</li> <li>・一括して他に委託することを禁止（契約条項）</li> <li>・最低賃金法など法令等の遵守（契約条項）</li> </ul> |   |

## 3 物品調達

物品調達は、本庁においては、調達事務の効率化や入札等の参加業者の負担軽減を図るため、「鹿児島県用品集中調達規則」により、出納局管理調達課において、入札・契約、支払事務を一括して行う「集中調達」を実施しているほか、年度当初に管理調達課で契約した「年間単価契約品」及び動物、植物等は「集中調達品目」から除外し、各所属において直接購入している。

また、地域振興局等においては、各所属において直接購入している。

調達に当たっては、地元業者等への配慮という考え方から

- ・ 地元業者育成のため、地元業者を優先的に指名する。
- ・ 中小業者育成のため、原則として銘柄指定を行わず、分割発注に努め、受注機会の拡大を図る。
- ・ 積極的に障がい者を雇用している業者等を優先的に指名する。

等を基本的な方針と定め、物品購入等を行っている。

#### 物品調達の方法

| 区 分        | 調達主体            | 調達方法   | 内 容                     |
|------------|-----------------|--------|-------------------------|
| 本庁         | 管理調達課<br>(集中調達) | 一般競争入札 | 予定価格 3,000万円以上 (WTO 案件) |
|            |                 | 指名競争入札 | " 50万円超3,000万円未満        |
|            |                 | 見積合わせ  | " 5万円以上50万円以下           |
|            |                 | 1者随意契約 | " 5万円未満                 |
|            | 各所属             | 単価契約物品 | 88品目                    |
|            |                 | 除外物品   | 16品目                    |
| 地域振興<br>局等 | 各所属             | 一般競争入札 | 予定価格 3,000万円以上 (WTO 案件) |
|            |                 | 指名競争入札 | " 160万円超3,000万円未満       |
|            |                 | 見積合わせ  | " 5万円以上160万円以下          |
|            |                 | 1者随意契約 | " 5万円未満                 |

3,000万円未満の契約でも、一般競争入札により契約している事例もある。

